

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和24年11月1日であると認められることから、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、昭和21年10月から同年12月までは150円、22年1月から同年4月までは480円、同年5月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは2,100円、同年5月から同年10月までは5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年4月1日から21年1月31日まで
② 昭和21年10月6日から24年11月1日まで

申立期間①については、昭和20年4月にA社へ入社したのに、厚生年金保険の資格取得日が21年1月31日となっているのは納得できない。

申立期間②については、昭和21年10月6日にA社で資格喪失、24年11月1日に同社B支店で資格取得となっており、当該期間の被保険者記録が無いが、この間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社から提出された人事記録及び退職証明書により、申立人は、昭和20年4月1日から当該期間を含めて平成元年3月31日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社(本社)に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が昭和21年10月6日と記載されているにもかかわらず、当該喪失日より後の22年1月1日に標準報酬月額を改定した記録があるなど、不自然な記録状況となっていることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、オンライン

記録で確認できる申立人の被保険者期間の一部が記録されておらず、社会保険事務所（当時）における申立人の記録管理が適切ではなかった状況がうかがえる。

加えて、A社から提出された人事記録では、申立人が申立期間②において勤務した本支店名を確認できないものの、上記のとおり、オンライン記録の資格喪失日の後に同社本社において申立人の標準報酬月額を改定した記録が確認できることから判断すると、当該期間については、申立人を同社本社において厚生年金保険被保険者とする取扱いがなされていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、異動先（同社B支店）における資格取得日と同日の昭和24年11月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の記録から、昭和21年10月から同年12月までは150円、22年1月から同年4月までは480円、同年5月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは2,100円、同年5月から同年10月までは5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、A社から提出された人事記録及び退職証明書により、上記のとおり、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、上記人事記録以外に当時の資料が無いことから、申立期間①における申立人の厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が確認できた同僚6人のうち、4人は、「自分の入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していないので、当時は試用期間があったかもしれない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B支店）における資格取得日に係る記録を昭和29年5月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、事業主は、申立人が昭和31年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②のうち、昭和31年12月の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月20日から同年6月8日まで
② 昭和31年6月から同年12月まで

申立期間①について、昭和25年3月に高校を卒業後、C社に入社し、関連会社であるA社への異動はあったが31年4月まで継続して勤務していた。オンライン記録では、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月間空白になっているので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②について、C社を退社して、約2か月後にD社で勤務した。勤め始めたときに風邪を引いたため、会社に言って健康保険被保険者証をもらったことを覚えている。会社名は不明だが、申立期間②当時、D社の敷地内で仕事をしていた会社であったので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と同様にA社（B支店）へ異動した同僚及

び元上司を含む複数の同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務し（同社（本社）から同社（B支店）に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、正確な異動日が明らかでないものの、オンライン記録によると、申立人と同様に、A社（本社）が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和29年5月20日）に被保険者資格を喪失している複数の同僚は、いずれもすぐに異動先の同社E支店及びF支店において被保険者資格を取得し、被保険者記録が継続していることが確認できることから、申立人の異動日についても、同社（本社）が適用事業所でなくなった同年5月20日とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社（B支店）は、昭和29年6月8日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社（B支店）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社（B支店）が厚生年金保険の適用事業所になったときの資格取得者は13人であると確認できるところ、このうち申立人を含め12人が同社（本社）から同社（B支店）に異動した者であることから、同社（B支店）は、申立期間において当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和29年6月のオンライン記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社（B支店）は、申立期間①において適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、D社で勤務していたと主張しているが、具体的に勤務していた事業所名を覚えていない。

しかし、当委員会事務室の調査において、申立期間当時、D社の敷地内にG社が所在していたことが判明し、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と同姓同名、同一生年月日の被保険者記録（昭和31年12月1日に資格取得、同年12月25日に資格喪失）があり、当該記録が申立人の厚生年金保険手帳記号番号と同一である基礎年金番号に統合されていない被保険者記録であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、調査の過程で確認された当該未統合記録は、申立人の被保険者記録であると認められ、G社の事業主は、申立人が昭和31年12月1日に被保険者資格を取得し、同年12月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保

険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間②のうち、昭和31年6月から同年12月1日までの期間については、G社において申立人と同じ昭和31年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚（2人）は、入社日について、一人が「実家のあるH県からI県に来た時期の昭和31年7月頃に入社した。」と証言しているとともに、もう一人も「31年9月頃に入社した」と証言していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

また、当委員会事務室の調査において、D社の敷地内に所在したと判明したG社以外の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間②に働いていたかもしれないとするJ社は、当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態については不明と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間②において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和39年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月15日から同年4月1日まで
昭和27年7月にA社に入社し、39年3月頃に同社C支社から同社B本社に異動した。

申立期間についてもA社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が1か月間空白となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された在籍期間証明書により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（同社C支社から同社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料等はないものの、申立人と同じ昭和39年3月15日付けでA社C支社において被保険者資格を喪失している同僚は、同日付けで異動先の支店において被保険者資格を取得し、申立期間の被保険者記録が継続していることから、申立期間については、同社B本社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

富山厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 34 年 4 月まで
② 昭和 34 年 5 月から 37 年 6 月まで

昭和 33 年 4 月から 34 年 4 月まで A 社に、同年 5 月から 37 年 6 月まで B 社（現在は、C 社）に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社は、当時の人事記録等の資料を保管していないため、申立人の勤務実態等については不明と回答している。

また、申立人は、当時の同僚及び社会保険事務の担当者の名前を覚えておらず、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先が明らかとなった同僚（4 人）に照会しても、申立人のことを覚えておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについても証言を得られない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、C 社は、当時の人事記録等の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、当時の同僚（2 人）に照会しても、申立人のことを覚えておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについても証言を得られない。

さらに、申立人は、当時、B 社の下請人の下で働き、当該下請人の妻から給料を受け取っていたとしているところ、当該下請人についても、B 社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険

料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 30 日から 36 年 7 月頃まで
昭和 35 年 5 月頃から 36 年 7 月頃まで A 事業所に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格が 35 年 7 月 30 日で喪失している。
申立期間についても A 事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても A 事業所に勤務していたと主張しているが、同事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、当時の同僚及び厚生年金保険事務の担当者の名前を覚えていない上、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が明らかとなった同僚（2 人）は、いずれも申立人のことを覚えておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについても証言を得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 4 月から 19 年 9 月まで
昭和 16 年 4 月に A 社 B 事業所に入社し、19 年 9 月まで勤務したのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする A 社 B 事業所は、厚生年金保険（労働者年金保険法）の適用事業所であった記録が確認できない。

一方、当該事業所が所在した C 地区については、特別な法令によって適用する法律が定められていたところ、これら法令においては、別途、勅令により定めるとされていたが、厚生年金保険法を C 地区に適用する勅令は発せられていないことから、当時、C 地区に存在した当該事業所については、厚生年金保険法の適用は無かったことが判断できる。

また、申立人が記憶する同僚（1 人）は、連絡先が判明せず、申立人の当該事業所における勤務実態及び当時の厚生年金保険（労働者年金保険）の取扱いについて確認できない。

なお、当時の労働者年金保険法は、申立期間中の昭和 17 年 6 月から施行された。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 6 月 1 日まで
昭和 50 年 10 月に結婚し、同年 12 月から義父が経営する A 社で勤務することとなった。仕事は在宅で行っていた。
年金記録をみると、5 万 2,000 円だった標準報酬月額が、申立期間については 3 万 9,000 円に減額されている。
当時、A 社の業績は好調であり、給与が減額されるはずは無いのに、申立期間の標準報酬月額が減額されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社は既に解散している上、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、当時の社会保険事務担当者の連絡先は明らかでなく、連絡先が明らかとなった当時の同僚（2 人）は、いずれも当時のことを覚えていないと回答しており、申立期間当時の A 社における厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、当該記録が遡って訂正された形跡も無い。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。